

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十六年年度衛生部外一件定期監査の結果公表

告示

監査公告第七十三号

地方自治法第九十九條に基き、昭和二十六年年度にかゝる衛生部並びに衛生研究所の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和二十七年十一月一日

鳥取県監査委員	岸 本 政 嘉
同	山 上 吟 鏡
同	前 田 玄 一
同	木 南 貞 治

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

監査執行箇所

監査執行年月日

医 務 課	昭和二十七年六月六日
公衆衛生課	同 日
薬 務 課	同 年六月七日
衛生研究所	同 日

医 務 課	昭和二十七年六月六日監査
監査委員	岸 本 政 嘉
同	山 上 吟 鏡
同	前 田 玄 一
同	木 南 貞 治

監査概況

一、本県の六保健所は保健所法施行規則に示す保健所設置基準の人口十方に対し一ヶ所の割合に設置し所屋も智頭保健所を除き規格に適合して新築し(尤も鳥取保健所は四月十七日鳥取大火により焼失)又内容設備機械器具も年次計画に基き整備されている等保健所活動も軌道に乗つて来たことは欣しいことである。しかし設備の中ダットサンは整備されているが格納車庫のな

いものに智頭、根雨の兩保健所があり専従運転手のいないものに鳥取、智頭、気高の各保健所がある。これ等は早急配意して支障のないよう努めることが肝要である。

二、智頭保健所の郡中央部の移転方とそれに伴う基準所屋の新築については従来監査の都度言及しているが二十六年年度実施予定が国の計画変更により見送りとなつたことは甚だ遺憾である。しかし管下県民の利用度並びに衛生保健行政の滲透等の観点から早急に実現するよう関係者の格段の努力を希望致したい。

三、国立鳥取結核療養所の建設については積極的協力により漸次進捗し昨年十一月一〇〇病床新設し最近三二病床も完成しているが既定計画が遅延し目標の三〇〇病床の完成時期も不明の趣である。殊に本年度の予定設置病床数は目下の処未定のものであるが患者の入所申込状況より見て工事の進捗方に関し当局を強力に要請することが緊要である。

四、昭和二十六年における医療監視員の診療所立入検査

は齒科技工としての適法検査のみを実施し一般診療所は実施していないが医療施設及び内容の改善向上を図る爲にも医療法により随時立入検査の実施が必要である。

五、二十六年度における病院の格付調査、施術所の検査按摩、はり、きゆう師及び柔道整骨師の再教育、既得保健婦、助産、看護婦に対する再教育は何れも予定通り実施し夫々実績を収めているものと認めたがその中施術所の検査は不良と認められる箇所のみを保健所を督励し実施しているに過ぎない随時実施するよう努力を希望する。

六、保健所々属保健婦の巡回指導の活発化については従来監査の都度言及しているが専用自転車、常備交通不便地区の駐在所他適切な方法を考究し一一〇を数える保健婦未設置町村への巡回指導に関し配意が望ましい。要するに各町村自体に保健婦設置の督励が根本策であるが設置を醸成する基は先づ保健所保健婦の管内巡回による衛生保健知識の啓発向上にあるものと考

える。又更生省認定保健婦養成講習会は二十七年年度限り中止されるに至つたので将来養成所の設置も考究する必要がある。なお県下全町村の保健婦設置状況は気高保健所管内が成績優秀で他管内を大きく引離し一〇〇%近く設置しており管下二十七ヶ町村中未設置町村は僅かに神戸、吉岡、鹿野、青谷の四ヶ町村のみとなつてゐることは特筆すべきである。

七、保健婦、助産婦、看護婦法により業務開始の場合の届出は八割程度であり二割程度が未届となつてゐるようであるが、それぞれの免許者の実態把握の上から謂つても又同法四十五條の罰則規定から見ても未届者のないよう一属の努力を望む。

八、知事の諮問機関である医療機関整備審議会の答申に基く整備計画の中二十六年度において公立、浦富町診療所及び同法勝寺村診療所は時期的に多少遅延したが兎も角設置したことは結構である。なお二十七年年度計画の智頭町及び八橋町のものは稍々実施難行の様相であるが折角実現に努力を希望する。

九、県立池田診療所は二十六年十二月末日、山守診療所は二十七年三月一日限り夫々地元元村へ移管しているが経営收支決算面で山守診療所分九万九千余円の欠損額を県の負担において引継をしてゐるが譲渡契約條項に違反した措置であり甚だ遺憾である。又当該建物の移転登記手続は県が行うことに契約されているので財産管理の厳を來する爲にも早急措置されたい。

一〇、衛生行政上の各種基礎資料を調査蒐集し、運営の円滑を図つてゐるが国の施策による事務に終始してゐるようである。本県に適した保健衛生行政の基礎資料たる統計資料の作成が肝要である。尤も各保健所の統計事務担任職員が組織的に弱く整備されていない且つ統計器材もない様である。これ等については工夫し本県独自の衛生行政面の好個の資料を提供するよう配意を望む。又各課より保健所地方事務所各町村に対し区々に類似した調査資料を徴しているようであるが統計資料に関しては細大洩らさず一元的に蒐集常備しておくだけの処置が必要である。

一、予算経理その他の事務処理の中左記事項は今後注意し改善すべきである。

(1) 保健婦助産婦看護婦試験手数料の納入の際は願書受付と同時に記録し果金庫え払込迄の間の出納を一層明確にすること。

(2) 衛生部関係部長局長合同協議会を年数回開催し所管事務事業の計画、研究、示達並びに相互間の連絡協調を図つていゝことは眞に結構と認めるも議事々項の顛末その他の記録をしていない。斯の如き場合は兎角朝食暮会的に終り易いので協議事項の結果を再確認するために厳格に記録し強力に事務事業を推進する様に留意のこと。

(3) 受発文書件名簿の未整理のものがあり、又供覧文書に閲覽印洩れが見された。各種文書の編綴保存状況は不十分であり特に各事業に関連する文書は今少し整然とすべきである。

(4) 当課は衛生部関係予算を各課へ配分令達してゐるがその配分率が設けてなく前年の例を参考として配

分しているようである。これは事務事業量及び職員数等により勘案した予算配分に留意すべきであつて議決予算目的に副う様有効に予算の執行をせしむべきである。

公衆衛生課 昭和二十七年六月六日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 前 田 玄 一

監査概況

一、当課は昨年十月の庁内機構改革により従来の公衆保健課と予防課の所管事務を統合して食品衛生、環境衛生、保健指導、医療社会保険事業、優生保護及び結核予防並びに傳染病の予防々疫等広汎多岐に亘る業務を管掌し漸次事務の改善事業の進展を斯しつゝあるものと認めたが予算及び人事の面に制約され充分なる活動を期し得ない向も見受けたので今後関係課及び保健所等と連絡を密にし一層積極的且つ有機的活動を図るよう留意を望む。

二、所管事務に関する予算編成及び執行並びに人事については従來医務課において処理していたが機構改革に際し予算については主務課において処理するよう改善したことは事業の計画執行上妥当な措置と認める。しかしながら本年度は新発足後時日も浅く充分な効果を期し得ない憾みもあるので今後遺漏のないよう折角努力を要する。

三、戦後衛生思想は余程向上したようであるが未だ公衆衛生に関する知識が一般に普及してはいないと思われ。これについては各保健所をして講演会、展示会等々時々開催してゐるようであるが本事業の根幹をなす職員の訓練或いは組織の育成及び蒐集整備等に一層重点を置き本事業の進展を図るよう要望致したい。なお衛生知識の向上並びに技術者の再教育訓練に関する所謂衛生教育予算は僅か前者に対し十数万円後者に対しては三十五万円の少額であり効果的な活動を期し得ないものと認められる。即ち助産婦看護婦等ケースウアーカーに対する専門教育の充実と一般の啓蒙を

図るため少くとも衛生部内に一台の映写機を整備して巡回利用する等視覚・聴覚、教育講演又は討論等あらゆる手段により綜的に活用することが効果的のよう考へるので研究の上措置されたい。

四、保健所の運営指導監督に関する事務は当課が所管していたのであるが本年三月所管事項の一部改正をして医務課に移管したことは大乗的に見て妥当と認めるが当課の所管事務はすべて各保健所と密接不離の関係にあるので冒頭にも述べた如く部内各課は勿論各保健所と一層緊密な連けいを保ち苟しくも規定の枝葉末節にとられて業務遂行に積極性を欠くことのないよう留意を希む。

五、医療社会事業の重要性については今更論するまでもないところであるが、本事業の振興方策に関する重要な次官通牒を医務課において受理したまゝ、数ヶ月も放置し何らの措置もせず供覧さえもしないで完結処理していたことは洵に遺憾である。このような状態では昨年十月機構改革の際当課に事務が移管されるまでは行政

面の企画は皆無であつたがその後果の具体的振興方策を決定し各保健所の基本的業務の一つとしてその活動を促進し漸次成果を挙げつゝあるようである。

六、結核予防について本県は戦後全国有数の結核県であつたが最近結核対策の進展により漸次患者の減少と死亡率の低下を來しているのは喜ばしい。反面乳幼児、老人に増加が見られるようであるので特にこれらに対する検診の徹底を期し予防及び早期治療を一層積極的盡力を望む。なお昨年六月経費二百五十万円を以つてレントゲン自動車を購入し六月以來巡回検診に當つており年内に間接及び直接を通じて合計一万五千六百人の撮影を実施し検診の徹底滲透に努力していることは結構であるが今少し稼動日数を増加せしめるよう留意すべきである。特に日野郡は保健所の要望がなく一名の利用もなかつたようであり気高郡も利用者が少なかつたようであるが保健所の要望もさることながら当該において積極的に利用の促進をはかるべきものと認め

七、法定傳宣病の予防接種については学校、事業所、官公庁各種団体等には普及し実施状況は良好のようであるが一般民衆はいまだしの感があるので不良町村に対しては直接出向く等して徹底を図り接種率の向上をはかるよう努められたい。特に当年度は二十年來の赤痢患者の大量発生を見ており四百十六名中三十八名の死亡者を出している状況でありまた昨年六月八頭郡に発生した痘そうの集団発生において短時日に徹底的に措置する必要上臨時接種をはじめ防疫に多大の努力と経費を費して患者の減少を見た点等からしても予防に重点を置き計画の完遂を期するよう格段の努力を望む。

八、精神衛生法の施行について措置入院者に対する入院費の徴收その他につき昭和二十六年十二月県規則第八十八号を以つて同法施行細則を公布施行しているが右に關しては昨年三月指定病院米子市広江病院との間に別途入院委託費の協定をしており患者自己負担分は同病院より県に寄附(公衆衛生取締費寄附金)している実情にあるので現在前記規則は全くの死文に等しい

ものとなつてゐる。また寄附金の根拠となつてゐる自己負担額の実態把握は相当困難のようであるがいづれにしても寄附金として収入すること自体にもなお検討を要するものと認めるので当局の公明適格な措置を望む。また精神病者の私宅監置は公法上禁止されているにも拘らず県下になお相当数の非違行為者がある見込のようであるので善処を望む。

九、最近衛生思想の向上と農村生活改善の向上とに呼応して簡易水道敷設を要望する声が高く補助申請も相当事数に及んでいる。また寄生虫による障害は比較的表裏化されず一般に軽視されている傾向にあるが漸次改良便所の設置について関心が高まりつゝあり農村方面に相当助成要望の声があるようであるがこれらについて直ちに要望を満たすことは県財政上困難ではあるけれども本施設の重要性に鑑み極力助成に盡力されたい。

一〇、本県の泉源数の点からみてまた業界の要望もあり一方温泉取締の観点からして衛生研究所に併設しても

温泉研究所の設置を考慮すべきではないかと考える。幸いこれが調査費として本年度二十万円予算化し県下各温泉の調査をなしその結果を泉場に揭示している模様であるが更に調査研の徹底を望む。

一一、食品衛生監視員の定数が少く各種監視員を兼務している関係上活動に支障があるよう見受けられた。取締の徹底を期するよう格段の配意を希む。

一二、経理その他の事務について

(1) 経理事務は機構改革に伴う事務の再配分人事異動等の関係もあつて本年度は彼は操作を余儀なくしている状況にあり予算科目流用及び更生が多いが計画的に執行するよう改善すること。

(2) 昨年六月購入したレントゲン自動車の管理について台帳を整備し維持管理の明確保全をはかること。

薬 務 課 昭和二十七年六月七日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一、薬事監視は当該の主要業務であるが専任職員不足のため活発でない。本年度一回保健所と協同し一斉取締を実施しているが立入件数一、六五一件中二四八件の不正(病院診療所、医薬品化粧品関係二一件毒物劇物関係三七件内無登録九二件)に対しすべて始末書又は説諭等即決処分している状況であつたが今後一般の啓蒙に留意すると共に監視活動の活発化を図ると共に指導の徹底処分の厳正を期し不良薬品の追放、非違行為の絶滅に計画的且つ積極的配意が肝要と認める。

二、薬剤師登録更新に際し登録証明書交付件数に不適合があつたが(書損二件)此種証明書の取扱については一層慎重を期し用紙の出納を明確にしておくべきである。

三、指定医薬品の供給を円滑ならしめる事は保健衛生施策の根幹でありこれのため繰替金を以つて導入しているが使用不能その他損傷事故を見越し利潤(三十六万三千余円)を得ており営利的供給の感が伺われ各保健所の取扱方法について監察しても余り適当とは認めら

れないものがあるので一層取扱について明確且つ厳格になすべきである。

四、歯科用貴金屬、地金の保管々理の状況を抽出約に立入検査取締がなされているが全般的に出納記録が不十分であるので指導取締を厳格にし万全を期すべきものと認む。

五、終戦当時救護班の所持していた救護資材を災害救助法による医療救護資材として県に移管され当該課並びに倉吉保健所、米子保健所(全部火災により焼失)が保管している相当日時も経過し廃棄しているものもあるがこれに対し補充されておらず又応急の場合にも使用可能な救護資材がないようであつて交新する必要が認められるので考究すべきである。又出納については出納簿がないので至急作成整備し明確にすべきである。

六、各種許可認可居出等に対する処理状況は全般的に見て遅延の傾向にあるが各個々に亘つては止むを得ざる事情等もあることゝは思われるも万難を排し迅速なる処理をなすべきである。

衛生研究所 昭和二十七年六月七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 山 上 吟 鏡
同 前 田 玄 一
同 木 南 貞 治

監査概況
一、当所は公衆衛生のための食品の衛生検査、病理臨床試験検査、細菌学的検査並びに化学試験業務を管掌し

ているが近時産業、経済、土木、教育、警察及び司法等に関連した各種試験検査研究もそれぞれの要請により実施しており、本所設置目的外のものを多く引き受けているようである。しかしこれ等は何れも本県行政上且つ県民の福利に貢献することがらで結構であるが業務の執行が本末顛倒しないよう留意すべきである。なおこれ等業務の実施状況は別表の通りである。

要請部課名	件数		試験研究検査内容
	化学分析 関係	細菌研究 関係	
総務部 企画課 人事課	一四四	七五九	九〇八 工場誘致、工業経営上の水質、気温、環境検査、結核、職員 の保護条件、勤務に対する体力検査
土木部 道路課 建築課 河港課	八	一三	二二 工事に対する土質、地質、水質検査
農林部 畜産課 水産課 林務課 蚕糸課	五八	四一	一三九 ハツカ、椎茸、薬草等栽培研究、寄生虫魚肉防腐冷凍、経営、 製品に対する試験研究

農地部 開拓課 耕地課 農地課	一 二	一 五	二 七	土質と作物の關係、病虫害の検査開拓地の耕作、農作條件、水質と作物の研究
民生部 児童課 保険課	五	一〇三	一〇八	児童教育適否、不具盲啞兒の原因治療研究、工場環境衛生、勞働基準の環境
經濟部 商工課	一五	四	一九	工場経営の水質、環境、気温、風土の關係、勤務に対する勤勞者の体質体力の關係
教育委員会	八三	二二一	二九四	学生化学研究資料、児童給食成分の分析、施設の改善、教員体職に対する環境、勤務実態に対する調査研究
小計	三三〇	一、一四六	四七六	
檢察庁 並びに 裁判所	七三	一三	八六	犯罪捜査、兇器の科学分析、鑑定、売買麻薬の分析、薬品犯の分析検査、鑑定、判定、勤務環境、衛生、判定試験
警察關係	三一	〇	三一	同
小計	一〇四	一三	一一七	
計	四三四	一、一五九	五九三	

二、本所設置規程による職員配置及び機構は所長一人課長一人部長、主事、技師、雇員、看護婦、囑託傭人等

若干人を配置のこと、した相當な機構となつてゐるが現在の陣容機構は少数小機構である。前項において言

及した如く本所設置目的による業務の外の諸種業務も実施してゐる現在少くとも規程に示してある規模と施設々備の充実を必要と認められたが本所は何れ近々半額の国庫補助を得四百万円程度のを建設予定のようであるから本県保健衛生研究機関として設置されることを期待する。

三、細菌検査化学試験等相当件数の検査試験研究をなしているがその結果を依頼者に通達するのみでなく秘密事項の外は何等かの方法により一般に周知せしめることも考へるべきである。即ち統計的なもの或いは特異なもの、試験検査研究結果の弘報措置が望ましく思う。又、保健婦生活改善指導員等の研究協議会その他諸会合には努めて出席し普及に努めること等も考へるべきであらう。

四、衛生研究所費百二十四万五千余円の内当所は二十四万七千余円(四十四万五千余円は衛生部一括経理当時支出済)配当内示を受け五十五万二千余円は他課に配当してあり又当所に保健所費外九費目より七十九万九千

千余円配当を受けてゐる等予算目的とその経理を甚しく混動しており議決予算の趣旨に悖るものと認められた後は予算の適正執行につき厳に注意すべきである。

五、本所予算の経理事務は医務課で処理してゐるので当所には所定の帳簿はなく、各種試験検査手数料収入金納入の取継をしてゐる程度である。即ち各種試験手数料は一応本所で受付受領し日々の収入金を集計し現金のみ先づ会計課に引継ぎ更に医務課経由で測定依頼書を以つて正規引継として会計課がそれぞれ収入措置を構じてゐるがその間事務幅轉排除と責任を明確にする爲に又現在試験検査依頼者に対し手数料の正規領収証を交付してゐない等の状況から見ても本所に出納員証を設け出納責任を明確にすることがこれ等の点を排除する上に適切と考へられるので考究すべきである。

六、一般事務の整理は一応なしてゐるが左の点今後留意改善されたい。

- ① 書類の取扱が総じて不統一である。又受発文書の整理が不充分であり供覽印洩れのもの同一関係書類

